

第3回忠岡町障害者施策推進協議会 議事要旨

○日時：平成30年1月17日（水）午後1時00分～午後2時30分

○場所：忠岡町役場3階 研修室1. 2

○出席者

北野 誠一 NPO 法人 おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長
安藤 元博 泉大津市医師会代表
是枝 綾子 忠岡町議会 福祉文教常任委員会委員長
石原 廣二 忠岡町身体障害者福祉会会長
樋口 早智子 忠岡町心身障害者（児）福祉会会長
益居 脩 忠岡町精神障害者家族会代表
高見 晃市 忠岡町自治会連合会会長
上ノ山 幸子 忠岡町社会福祉協議会会長
勝元 芳夫 忠岡町民生委員・児童委員協議会会長
櫻井 忠司 忠岡町人権協会会長
森 真規 泉州北障害者就業・生活支援センター センター長
井手 和代 公募委員
田邊 みき 公募委員
今川 和子 大阪府和泉保健所地域保健課長
塩谷 謙二 大阪府立和泉支援学校校長
小川 英夫 大阪府立岸和田支援学校校長
東 祥子 忠岡町健康福祉部長

○欠席者【委員】

井下 知子 忠岡町エイフボランティアネットワーク副会長
鶴田 信也 忠岡町障害者施設代表

○出席者【事務局】

和田町長、いきがい支援課 泉元課長、泉、田邊

○出席者【関係各課】

学校教育課 土居理事、子育て支援課 岩根、保険課（保健センター）岩佐

○出席者【コンサル／(株)ぎょうせい】

西山

○傍聴者

なし

○案件

①障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の素案について

②パブリックコメントについて

③その他

○配付資料

次第

資料1 忠岡町障がい福祉計画（第5期）障がい児福祉計画（第1期）【素案】

○案件

①障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の素案について

（資料をもとに事務局より説明）

- ・委員（議長）：幾つか気になる点は、例えば、居宅介護の障がい種別で精神障がいをみると、平成29年度が20人、304時間であるのに対し、平成30年度の利用見込量が19人、298時間と減少している。また、ショートステイについては、知的障がいの利用見込みが減少しているなど、障がい種別のニーズや利用者数が減少することを踏まえて見込んでいるのかどうか。
- ←事務局：平成28年度実績をもとに見込んでいるため、改めて29年度を踏まえて見込値を設定したい。
- ・委員：P46の訪問入浴、表には回数は表記していないが、前回も話をしたが、週1回のみサービスだと人権問題にも関わるのではないかと。週2回提供した場合、現行予算の160万円の倍としても320万円程度ですむので再度検討してほしい。
- ・委員（議長）：訪問入浴の回数が少ないということに関して、40歳以上で介護保険を併用されている方はデイサービス等で入浴できるが、40歳未満で障がい福祉サービスの利用だけで生活介護で入浴支援をしている方はほとんどいないと思う。生活介護で入浴支援を受けようとするのとそれに時間をとられ、その他の支援をする時間がなくなってしまうなど、入浴ニーズの実態をよく調べて適量のサービスを提供してほしい。
- ・委員：アンケートでも意見があったが、移動手段として、タクシーの利用券のほかにも、例えば、福祉バスを充実させるということであれば、同行援護や同行者に対する支援についても検

討してほしい。

- ・委員：障がい者手帳を持っていれば、社協の移送サービスを利用できたり、民間の介護タクシーを利用する際もタクシー券の利用が可能だと思う。
- ・委員（議長）：ガイドヘルパーと介護タクシーを併用する場合、乗っている間の報酬がつくのかなどの問題もある。
- ・委員：理解促進に関しては、P40の地域生活支援事業に位置付けられているが、町の職員や事業所の職員向けの事業と思われるので、単に「差別解消法ができました」だけでなく、地域の方に対して障がいの理解を深める事業が大切であると思う。
- ・委員：年に1回、障がい者週間の場で啓発活動を行っている。
- ・委員：学校教育との協議の場については、障がい児福祉計画に記載するのか、障がい者計画になるのか。

←（事務局）障がい児については、担当課と協議をしたい。

- ・委員：障がいのある人のスポーツ活動の支援についてはこの計画には余り記載されていないが、例えば、町の温水プールは現在閉館中であるが、歩行が困難な人でも、水の中で歩くことができる場合もあるので、早く再開してほしい。
- ・委員：府や泉州地域合同でスポーツ大会等を行っている。

←（事務局）本計画は主としてサービス量に関する計画であり、スポーツに関しては、障がい者計画や地域福祉計画で対応していきたい。

- ・委員（議長）：計画書の位置付け等に記載があるとおり、スポーツに関しては障がい者計画の対応で、現行計画の計画期間は平成32年までであり、本計画の次期見直しを含めて一体的に見直しをすることになるので、そのときに対応してほしい。
- ・委員：P41に基幹相談支援センターの記載があるが、人口の小さい自治体で単独設置するのは難しいと思われるが、共同設置を検討しているか、或いは既存の相談支援事業所に虐待や成年後見等の専門相談の機能を持たせるか、どのように考えているか。

←（事務局）基幹型相談支援センターについては、現時点では未設置で、今後3年間においても難しい状況である。ひとつの理由は、委託できる事業所がないこと。これらの状況については、泉大津と共同設置している自立支援協議会においても、課題になっている。一般の相談については、泉大津と共同で泉大津みなと会に委託をしており、自立支援協議会に相談状況の報告をし、情報共有をしている。虐待に関しては、町としては委託をせず、いきがい支援課が虐待防止センターとして、土日を含め24時間対応をしている。通報があった場合には、必要に応じ、職員が連絡を受け対応を行っている。ここ数年、虐待に当たるケースはない。成年後見についても、委託できる事業所がないため、いきがい支援課で対応している。役場窓口等において差別を受けたという訴えについては、最初に人権広報課で対応するようにしている。また、差別解消法が施行される前に、全職員を対象に研修を行っている。また、自立支援協議会の下部組織

として、権利擁護部会を平成 28 年の 11 月に設置し、ケースが発生した場合に対応している。また、地域移行支援は、泉州地域においては事業所が少なく、支給決定はゼロとなっている。支援をしていない訳ではなく、例えば、精神病院から退院する場合は、病院のワーカー等といきがい支援課とでケース会議等を行っている。事業所等の社会資源がないため、サービスの実績にはあがらないが、個々の方に対し、町職員が支援をしている。

- ・委員（議長）：町単独での設置は難しいと思うが、共同設置など、町の規模にあった支援体制の充実をお願いしたい。
- ・委員：医療的ケアが必要な児童に対する支援の検討組織は平成 30 年度に立ち上げると書かれているが、事業については平成 32 年度から開始するという理解でよいか。
- ←（事務局）新規事業であり、未知数というのが実態であるが、まずは、対象となるお子さんがいるのかどうか、また、近隣に対応可能な事業所あるのかどうかもあるが、サービスをゼロと見込んでいる訳ではなく、必要なケースが発生した場合、対応していきたい。
- ・委員（議長）：新規事業については、どのような専門職を配置し、また、報酬単価などが明らかになっていないと思うが、国や府からの情報はなにか。
- ←（事務局）大阪府からは 12 月末に案としての情報は届いているが、現時点での「案」としての情報でしかない。
- ・委員：先ほどのことに関連するが、P100 のアンケート結果では、「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」などについては一定の利用意向がある。これらの必要ニーズについては今後把握するとの説明があったが、アンケート結果等を踏まえると、平成 32 年にコーディネータを設置するのでは遅いのではないか。
- ・委員（議長）：現在の放課後デイで、医療ニーズが高い児童を受けているところがあるのか、在宅で過ごしているのかなど、実態把握をした上で、コーディネータの設置等を早めに進めてほしい。

②パブリックコメントについて

（事務局より説明）

- ・委員：こまめにホームページをチェックしている方はよいが、より多くの人に周知するため、広報に載せてほしい。
- ←（事務局）広報担当課と調整をし、可能であれば載せたい。

③その他

- ・次回（第 4 回）開催日時は、3 月 16 日（水） 午後 2 時～